

皆様からの意見を市政に

メール&ふれあい箱でのご意見を紹介します



小型家電の回収方法を詳しく教えてください。

【男性】

A

回収ボックスを市役所北館1階(入口)を入って右手エレベーター向かい側に設置しています。回収ボックスに入る家電製品は、箱の中へ入れてください。回収ボックスに入らない大きさの家電製品は、市役所北館1階7番の環境課の窓口までお持ちください。回収は、市役所開庁時間に限りさせていただきます。申請などの手続きはありません。

※回収対象品

《回収ボックスに入るもの》

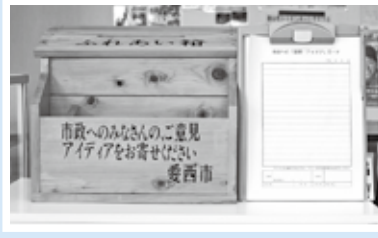
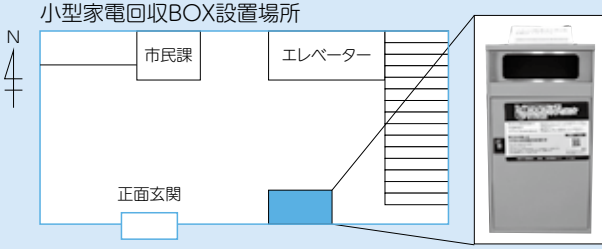
ラジオ、デジタルカメラ、ICレコーダー、ヘアードライヤー、髭剃り、懐中電灯、電動歯ブラシ、電子体温計 など

《回収ボックスに入らないもの》

扇風機、電子レンジ、オーブントースター、電気炊飯ジャー、電気スタンド、 など

《環境課》

※紙面の都合によりご意見などを一部割愛させていただきますのでご了承ください。



お知らせ

暮らしに便利

ハイ119番です

健康ガイド

スポーツ

イベント

子育て1・2・3

まちかどtopics



【10年が取替えの目安です】

住宅用火災警報器が皆さんのご家庭に設置義務化となつてから、10年が経過しました。住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感じしなくなることがあります。10年を目安に交換しましょう。

設置時期を調べるには、火災警報器を設置したときに記入した「設置年月」、または、本体に記載されている「製造年」を確認してください。

また、定期的にボタンを押すか、ひもを引いて作動点検をし、火災時の警報音を確認しましょう。



◇市の条例で定められている設置箇所◇

- ・設置が義務付けられている所
- ・寝室、階段(2階以上に寝室のある場合)
- ・取り付けをおすすめる所
- ・台所、居室



◇住宅用火災警報器の効果◇

住宅火災における被害状況の分析で、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、死者の発生は約4割減、焼損床面積・損害額は概ね半減したという結果(総務省消防庁調べ)が出ています。

家族の尊い命を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。そして、適切な位置に設置するとともに、維持管理に努めてください。

消防本部予防課 ☎(26) 1109